

令和8年第1回太地町議会臨時会会議録

○開会期日 令和8年1月26日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1番 森岡茂夫君	2番 海野好詔君
3番 久原拓美君	5番 塩崎伸一君
6番 福田忠由君	7番 由谷恭兵君
8番 水谷育生君	9番 筋師光博君
10番 花村計君	

欠席議員（0名）

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副主幹 和田正希君
住民福祉課長 山下真一君	住民福祉課企画員 稲藪江美君
産業建設課長 脊古景君	産業建設課副課長 井上正哉君
くじらの博物館長 稲森大樹君	くじらの博物館副館長 中江環君
教育長 橋爪健君	教育次長 森本直樹君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第1号 令和7年度太地町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

- 日程第 6 議案第 2 号 職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
- 日程第 7 議案第 3 号 太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 7 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 7 年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 7 年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

△開 会 午前9時00分

○議長（花村 計君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。水谷委員長。

○8番（水谷育生君）

報告いたします。本日1月26日、午前8時30分より議会運営委員会を開催し、令和8年第1回太地町議会臨時会運営について審議いたしました。会期は、本日1日とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりで。なお、本日、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行います。以上、報告を終わります。

○議長（花村 計君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は9名です。ただいまから、令和8年第1回太地町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりで。

△日程第1 会期の決定

○議長（花村 計君）

日程第1 会期決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告がありましたとおりで、本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（花村 計君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、森岡茂夫君及び2番、海野好詔君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（花村 計君）

諸般の報告をいたします。本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しています。本臨時会に付議されております議件は、令和7年度太地町一般会計補正予算（第6号）ほか7件です。これで諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（花村 計君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦労さまです。令和8年第1回太地町議会臨時会開催にあたり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今臨時会に提案いたしました案件は、承認1件、条例案3件、予算案4件の計8件であります。詳細につきましては、各担当者より説明をいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 承認第1号

○議長（花村 計君）

日程第4 承認第1号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、339万2,000円を追加し、予算総額を31億7,280万7,000円とするものです。第1条にその旨を規定しております。この補正予算は、衆議院議員総選挙に係る予算を調製したものです。7ページをお願いします。衆議院議員総選挙に係る費用として、各種報酬、投開票事務手当などの人件費のほか、消耗品や郵便料などのもろもろの経費を計上しており、財源は国庫支出金です。なお、衆議院議員総選挙が衆議院の解散に伴い急遽行われることとなり、早急に対応する必要があったため、この補正予算は高市総理が会見により解散を表明した令和8年1月19日付で、町長の専決処分とさせていただいております。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

これから承認第1号、令和7年度太地町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は、専決処分を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、令和7年度太地町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

△日程第5 議案第1号

○議長(花村 計君)

日程第5 議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(花村 計君)

説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長(由谷陽久君)

説明いたします。今回の改正は、人事院勧告に伴い、町議会議員の期末手当の支給割合を改定するものです。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係として、こちらは令和7年12月1日に遡って適用する規定となります。第6条第2項として、令和7年12月に支給される期末手当の支給割合を、人事院勧告に準じて1.275月分に改定します。2ページをお願いします。第2条関係として、こちらは令和8年4月1日から施行される規定となります。令和8年度以降については、6月及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分に改定します。説明は以上です。

○議長(花村 計君)

説明を終わります。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。2番、海野君。

○2番(海野好詔君)

私は、議員は期末手当は要らないという考え方です。だから、これに対して反対いたしま

す。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（花村 計君）

挙手多数です。したがって、議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第2号

○議長（花村 計君）

日程第6 議案第2号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

説明いたします。今回の改正は、人事院勧告に伴い、通勤手当、宿日直手当、期末勤勉手当の支給割合及び給料表を改定するものです。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係は、職員の給与等に関する条例の一部改正として、令和7年4月1日に遡って適用する規定となります。第14条の4第2項第2号の改定は通勤手当の改定で、自動車等で通勤する距離が10キロメートル以上の場合の5キロメートルごとの金額の改定です。2ページをお願いします。第18条の改定は、宿日直手当の改定で、勤務1回及び1日の金額の改定です。3ページをお願いします。第19条第2項は、期末手当の支給割合の改定です。令和7年6月期の支給割合は1.25月分とそのまま、12月期に支給される期末手当の支給割合を1.275月分に改定します。下の第20条第2項は、勤勉手当の支給割合の改定です。こちらも先ほどの期末手当と同様、令和7年6月期の支給割合は1.05月分とそのまま、12月期に支給される勤勉手当の支給割合を1.075月分に改定します。次の4ページから8ページにかけては給料表の改定を行うもので、こちらも令和7年4月1

日に遡って適用することとしています。9ページをお願いします。第2条関係として、こちらにも職員の給与等に関する条例の一部改正となりますが、こちらは令和8年4月1日から施行する規定となります。第14条の4第2項第2号の改定は通勤手当の改定で、自動車等で通勤する使用距離の区分を6万6,400円を超えない範囲で規則で定めるようにする改定となります。11ページをお願いします。第19条第2項は、期末手当の支給割合の改定です。令和8年度以降、6月及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分に改定します。下の第20条第2項は、勤勉手当の支給割合の改定です。6月及び12月期に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分に改定します。12ページをお願いします。第3条関係は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正として、令和7年4月1日に遡って適用する規定となります。第7条は、特定任期付職員の給料表を改定するものです。第8条第2項は、次の13ページにかけてとなりますけれども、特定任期付職員の期末勤勉手当の支給割合の改定で、職員の期末勤勉手当の計を読み替える形となります。令和7年6月期の期末手当の支給割合は0.95月分とそのまま、12月期に支給される期末手当の支給割合を0.975月分に改定します。下段は勤勉手当の支給割合の改定です。こちら先ほどの期末手当と同様、令和7年6月期の支給割合は0.875月分とそのまま、12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.90月分に改定します。14ページをお願いします。第4条関係として、こちらにも一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正となりますが、こちらは令和8年4月1日から施行する規定となります。第8条第2項の改定は、特定任期付職員の期末勤勉手当の支給割合の改定です。令和8年度以降、6月及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分に改定し、下段は勤勉手当の支給割合の改定で、6月及び12月期に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分に改定します。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

これは国の人事院勧告の改正に基づいたものだと思うんですけども、通勤手当なんですけどね、ガソリン暫定税率が令和7年12月31日に廃止され、ガソリンが安くなっているのが現状だと思うんですよ。そのようなときに、この改正の整合性はどうかかなというように思います。それはいかがですか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

海野議員がおっしゃることも分かるんですけども、一応今回の人事院勧告につきましては、国のほうでは厳しい人材獲得の競争を踏まえて官民給与の比較方法を見直して、働きやすい環境を整えようと、そういった面もありまして、全体的に通勤手当の改定も考えているところでございます。一応うちといたしましても、従来より勧告に準じた対応を取ってきておりますので、一応今回の改正に上げさせていただいているところであります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第2号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第3号

○議長（花村 計君）

日程第7 議案第3号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

説明いたします。今回の改正は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改定するものです。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係として、こちらは令和7年12月1日に遡って適用する規定となります。第14条の2は、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当について、下の第24条の2は、パートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の改定です。職員の規定を読み替える形となりますが、それぞれ令和7年6月期

の支給割合は0.50月分とそのままで、12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.525月分に改定します。2ページをお願いします。第2条関係として、こちらは令和8年4月1日から施行する規定となります。先ほどの1ページと同様、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の改定となります。令和8年度以降については、6月及び12月期に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分に改定します。なお、期末手当につきましては、職員の例により支給することとしておりますので、ここには表れていないことを申し添えます。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。暫時休憩します。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時20分

○議長（花村 計君）

再開します。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第3号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第4号

○議長（花村 計君）

日程第8 議案第4号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、2億1,685万7,000円を追加し、予算総額を33億8,966万4,000円とするものです。第1条にその旨を規定しております。また、第2条に債務負担行為について規定しております。この補正予算は、人事院勧告による人件費の補正、基金積立金の補正、物価高対策である子育て応援手当事業、重点支援地方交付金を活用した商品券配布事業及びくじらの博物館事業会計の繰出金に係る補正などです。なお、子育て応援手当事業、商品券配布事業については、国の令和7年度補正予算が成立し、早急な対応が求められているため、今回の臨時議会に計上させていただきました。主なものについて、ご説明いたします。5ページをお願いします。債務負担行為として、商品券配布事業を期間を令和8年度、限度額を5,800万円で設定します。これは、換金に係る金額2,900人分です。商品券配布事業については、今年度中に商品券を配り、使っていただき、事業者の換金は来年度4月以降に予定しております。そのため、換金に係る部分を債務負担行為として設定します。8ページをお願いします。今年度の普通交付税が15億70万5,000円に決まりましたので、当初予算との差額2億70万5,000円を増額計上しております。その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、商品券配布事業の財源です。その下の物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金は、子育て応援手当事業の財源です。どちらの事業も全額国庫を財源として行います。11ページをお願いします。上から2行目の土地購入費です。交渉を続けておりました森浦514番1の土地について合意のめどが立ちましたので、このたび購入費を計上しております。中ほどの基金積立金です。今回の補正で余剰となる分を財政調整基金に1,000万円、減債基金に1億7,400万円積み立てます。13ページをお願いします。上から中ほどにかけて、子育て応援事業について計上しております。印刷製本費、郵便料、口座振替手数料などの事務費のほか、システムの改修費用や給付金を計上しております。17ページをお願いします。中ほどから下にかけて、商品券配布事業について計上しております。今年度は印刷製本費や郵便料など商品券の配布に至るまでの費用の計上で、換金に係る費用については来年度予算に計上します。25ページをお願いします。中ほどのくじらの博物館事業会計繰出金です。物価高対策として、本町の観光の核であるくじらの博物館事業に対し、全額物価高騰対応重点支援地方臨時交付金を財源として繰り出します。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

まず、資料の11ページ、説明の上から2行目ですね。土地購入費、これの目的を教えてください。それから、その下の2つの積立金の残高ですね。教えてください。13ページ、児童福祉振興費、説明の18番のところですね。物価高対応子育て応援手当給付金、これは具体的にどういう手当をするのか、もし決まってるのであれば教えてください。15ページ、塵芥処理のところの説明の一番上で会計年度任用職員、これで合計何人になんのか教えてください。それから、17ページ、商工総務費、節の10番、需用費ですね。今回商品券を配布する予定だということなんですが、これは昨年、一部ニュース報道でも話題になりましたけど、自治体によっては印刷代だとかそういうものが負担になるということで、現金給付だとか、いろんな手当を検討しているというニュースが流れてましたが、その辺の検討をしたのかどうか教えてください。25ページですね。説明の繰出金、くじらの博物館、これは物価高対策だということなんですが、くじら館に支出するその目的について教えてください。以上です。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

まず、11ページの企画費の土地購入費の目的でありますけれども、こちらは令和5年度に、当時、森浦の駅前広場の整備の一環として、園地整備等を目的として、森浦地区の日與畑の土地買収を予算化したものでありまして、当時、所有者の方に対して役場のほうから売却する意向はないでしょうかということをお送りさせていただきました。このたび土地所有者のご家族の方から売却したいという話がありましたので、このたび予算化したものでございます。続きまして、17ページの商品券事業の各自治体で現金給付であるとか、理由なんですけれども、太地町のほうでは、今回、事業者支援、まず最初に生活者支援ということなんですけれども、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、メニューの中に生活者支援とあと事業者支援というものがございます。太地町の場合は、今回この2つを商品券事業をすることによりまして支援していきたいということで、今回、商品券事業を実施することになりました。続いて、25ページのくじらの博物館事業会計への繰出金の目的でございますけれども、こちらも同様に国の交付金の中で事業者支援のメニューがございまして、今回くじらの博物館、太地町の観光の中核施設でございますので、こちらの施設は今現在エネルギーの価格等の高騰等でかなり上がってきているところもございまして、そちらの部分について費用のほうを繰り出す、そのような目的となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

私のほうは、まず13ページの物価高騰対応子育て応援事業のほうのことなんですけれども、これは、まず物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を応援するという目的で、児童手当を支給されている方に2万円お渡しするもので、対象は一応269人、予算上では295人を見込んで計上しております。2万円を追加、お渡しするものでございます。次に、15ページの塵芥処理の人数でございますが、7人ということですのでよろしく申し上げます。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうからは、財政調整基金と減債基金の残額です。一応この補正予算の後の予定額が、財政調整基金が3億5万6,918円となる見込みです。続いて、減債基金です。減債基金については、5億2,585万7,529円となる予定です。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

11ページの森浦の土地購入費なんですが、大体場所がどの辺にあんのか。何を目的にしてるのか教えてください。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

買収する土地の位置でございますけれども、太地駅から与根子川を挟んで対岸の田んぼとか畑とかの土地になるわけですが、こちらの土地につきましては地蔵院から太地駅に向かって大体ちょっと歩いたところ辺の土地になってございます。目的といたしましては、令和5年度に予算化したときにもお伝えしておるんですけれども、園地整備等の目的になってございます。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

13ページの物価高騰何とか応援事業で、一人頭2万円の子育ての予算なんですけれども、これは健康保険とか、そんなんで子ども手当相当分ということで負担が来るようなあれになってますけれども、その一環なんですか、この原資というのは、国から来る。その国の方針、国の施策ですね、2万円渡しますという。国会でも問題になってますけれども。そ

れの一環の事業なんでしょうか。それと、先ほどの日與畑の件なんですけれども、やっと、ほぼ日與畑の地区が町有地になりました。その後、今現状を見ますと、非常に草が生えてます。今まで持ち主がそれぞれが刈ってくれてたんですけれども、町有地になったんで草がかなり伸びてますんで、この冬の枯れたときに火災とかあったときにはもう一遍に燃えてしまうんじゃないかなと危惧してます。定期的に草刈りのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

私のほうは物価高騰の原資のほうのお話なんですけれども、これは別ということでよろしくお願ひいたします。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

日與畑の町有地の件で、地域住民の方にご迷惑をおかけしております。申し訳ございません。随時対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

5ページの債務負担行為のところの説明していただいたんですけれども、何か今年度中に消費する、商品券をつて捉えたんですけど、今年度中というのは7年度中に使って、8年度で事業者にお金をお返しするよってということなのか、ちょっとそこら辺が僕、ちゃんと聞き取れやなんだんで、もう一度説明をお願ひしたいと思ひます。そして、これも2万円の商品券ということで理解してよろしいんでしょうかね。はい。それと、あと11ページなんですけれども、太地町減債基金の積立て、私はもうしつこく減債基金、減債基金と言わせていただいて、このような額を積み立てていただいたんですけれども、何か前回質問したときの基金というのが5億近くあったのかなと。だから、今回5億ということは、減債基金のほうを取り崩して、もう一度積み戻しただけなのかなっていう解釈なんですけれども、そこら辺をもうちょっと説明をしていただきたいと思ひます。あと、これは要望なんですけれども、17ページで商品券、以前にもちょっと切り取りにくいよってというような話をさせていただいて、複写とか、そういうコピーできないようなためにそのようにしているということだったんですけれども、再度そこら辺ももうちょっと工夫ができないのか検討できないか、そこら辺もちょっと併せて聞きたいと思ひます。以上です。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、債務負担行為についてなんですが、今年度、国のほうの考え方としても、物価高対策を早急に可能な限りしてくださいということで来ておりますので、今回補正に計上させていただいて、商品券を印刷して、お配りして、使っていただくというところで準備を進める予定です。その中で換金する部分のところについては、債務負担行為自体が事業者からの請求をもって負担行為というところが成立しますので、そこについては実際ここから予算の議決いただきましたら、その後事務を進めるんですが、大体3月ぐらいがやはり配れる時期になるかなと考えております。配ってすぐ使っていただいて、事業者については3月末までの部分を取りまとめていただいて、4月以降に請求をいただきましたら、その部分についてはその請求が4月になりますので、負担行為自体は来年度のことになります。ですので、その部分を債務負担行為として計上させていただいた次第です。

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時41分

○議長（花村 計君）

再開します。

○会計管理者（執行貴弘君）

商品券については今年度の3月中にお配りしまして、極力早く使っていただければと思いますので、もう3月中から使い出せると。終わりについては、今年度と同様に8年度の12月、1月とか、その辺になるかなとは、あくまで今予定ですけど、そうなるかなと思うんですが、一応3月から数か月間ですね、半年以上の間使っていただけてと考えております。続いて、基金についてですね。減債基金についてなんですが、議員おっしゃるように、当初に1億7,300万ちょっと取り崩しておりますので、1億7,400万を今回積み立てたとしても、増額分は今のところ29万6,000円となっております。一旦今回の交付税が決まったことによって浮いてきている部分を今回計上させていただきまして、また今後、専決、3月末のところでは不用額等で余剰金が見込めましたら、こちらに優先的に積み立てたいと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

17ページの商品券の関係なんですけれども、当然偽造防止を考慮する必要があると思うんですけれども、紙質を落として同等の偽造防止ができるかとか、また、紙質を落としてちょっと難しいよっていったら、そのまま切り取りやすくできるのかとか、そういう検討はしていきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第4号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第7号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第5号

○議長（花村 計君）

日程第9 議案第5号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第4号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第4号）について、ご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,465万円を追加し、5億3,275万3,000円と定めております。本補正予算は、主に物価高騰対策に伴う地方創生臨時交付金の繰入れと、それに係る財源更正及び売店事業に関する補正でございます。6ページをお願いいたします。歳入について、ご説明させていただきます。諸収入、売店収入につきまして、800万円を計上しております。補正予算（第

2号)でご承認いただきました売店プレミアムクーポン配布事業の増額及びその他事業の実施に伴い、売店収入が当初予算よりも上回る事が想定され、計上させていただきました。続きまして、繰入金、地方創生臨時交付金事業分繰入金につきまして、665万円を計上しております。令和7年暦年での事業経費を令和6年と対比した結果、電気料、飼料購入費、医薬材料費等に単価高騰が見られたため、その増額分を物価高騰対策として繰り入れました。これにより、次ページ歳出のとおり、財源の更正をさせていただいております。7ページをお願いいたします。歳出について、ご説明させていただきます。博物館費、需用費、売店仕入費につきまして、520万円を計上しております。歳入で計上いたしました売店収入800万円の65%に相当する額です。3款、予備費につきまして、945万円を増額としております。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

6ページの分担金のところですね。これは本来なら一般会計のところ、先ほどの前段で質問しなきゃいけなかったんですが、もともとこの交付金の政府の目的というのは、物価高騰に困っている民間事業だとか、それから医療、介護、保育、学校の支援、それから農林水産業への支援を目的とすると書いてありますので、今の説明だと光熱費の高騰というのがありますが、これは民間事業者、我々生活者も同じですので、ぜひその辺のところも大事な交付金を預かったんだという意識を持って、経費節減できるところは節減する。そういうところはしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

先ほどご説明もありましたけれども、くじらの博物館はこくら辺の南紀地域の中核的な観光施設ということで、ここの経営そのものがこの地域に重要な役割を担っているというふうに考えております。また、特に売店仕入れだったりとか、ほかの面に関しても、関係取引先、その他関係する観光施設等もろもろありまして、そういったところと正常なこれからのやりくりができますように、ここも正常に働けるようこういった支援金として繰入れをさせていただいているというふうに自覚しております。また、そういった経費削減についても、この支援金だけじゃなくて工夫することによって、正常な経営を務められるように努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

6ページで、地方創生臨時交付金事業分繰入金が665万ですかね。そして、予備費に945万ということで、予備費に残すよっていう、予算上はですね、これを見ると。そうしたらこの665万ですか、が使われてない、予備費に回ったんじゃないかなっていう捉え方ができるわけですね。だから、これって地方創生臨時交付金というのは、いろいろなものに早急に使いなさいよっていうことで交付されたんじゃないかなというように思います。だから、ここへ予備費に上げるということはどうなのかな。もう一点、あと期間が短いんで予備費に取りあえず入れといて、来年度で何かをやろうとしてるのかなと考えるんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（花村 計君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

財源更正という形で、それぞれの物価高騰が見られた費目に入れさせていただいてますけども、数字上は予備費に計上しておりますので、そういうふうな解釈もできるかと思います。一応当初予算のときから、飼料費ですとかエネルギーに関係する費用ですね、そこら辺の物価高騰というのは見越して予算づくりをしていましたので、至急今補正予算という形で各高騰が見られた費目に増額計上をさせていただくことはなかったんですけども、これから2月、3月の状況を見て、また決算のときでもここに充当させていただくという機会もあるかと思いますので、今後の支払いの状況を見ながら検討させていただければと思います。ここで予備費で上がって、もし来年度に繰越し等が見られた場合は、先ほど議員さんがおっしゃったとおり有効的な活用を考えていきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

今回665万円いただきまして、その分については物価高騰が見られた電気代やら医療薬剤費とか、そういうものについて充当させていただいたんです。その中で仮にこれが当初にあった事業だったとしたら、その部分というのがそのところに当たりまして、そのように予算上も印字されてきたんですけど、今回の場合、一旦物価高騰で上がってる分、その中でその分も見込んで当初予算も計上しましたので、今のところ、支出のほうを補正する必要がありませんでしたので、今回は支出の補正はそこにはしていないんです。で、その関係でその余りの部分というんですかね、予備費として計上されてきたという次第なんですけど、海野さんと事務をやってきてるのでご理解いただけたらと思うんですけど。ちょっと意味合いがあれですかね。結局、特定財源のところの合計を見ていただきましたら、665万円充

当しております、これを充当したことによって、一般財源のほうが今まで一般財源として充てていた部分が浮いてきたわけです。その部分が今回、本来は形として支出として充てた需用費とか、そういう電気代とか、そういうところを増やすという計上の仕方もあったかもしれないんですが、一旦支出としてその不足がありませんでしたので、そこは計上しなかったと。そういう関係で余りの部分が予備費として上がってきたという、財源として変わった部分が予備費として出てきたという次第です。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

苦しい答弁だと私は理解しています。結局、後づけでこういうお金が来たから、いろいろなものをそれで見ましようよっていう解釈をされたんだと思うんですけども、国の事業としてどうなのか私はよく分かりませんが。今、補助しますよ、給付しますよ。だから、この金で何かをやりなさいよっていうことが本来の趣旨だと思うんですよね。だから、このお金が来たから、今まで使った部分の対策というんですかね。対策をするっていう考え方と、いやいやって、今景気対策のために使う。だから、博物館はもうちょっと事業をなさいよっていうことで、私はこれはいただくもんだという考えを持つんですけど、そこら辺は考え方が違うと思うんですけどね。だから、本来の事業ってそうじゃないかなと。今まで使った分はお金もらったよって、じゃあ、それをならしましょうよっていうんじゃないと僕は思ってるんですよ。だから、そこら辺はもう答弁の仕方大変だと思うんで、これでいいですけど、ちょっと僕は違うなって今の答弁がって思うんですけど、以上です。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

海野議員がおっしゃるように、大体国が補助金を出すとか、そういうお金をつけたときは、これをもとに新しく何かしてくださいねというのがよくある補助金、交付金のものなんですが、実際この交付金が国からの通知も来まして、そういう使い方ではなく、今まで使ったものについても充てられるというところの、今までとちょっとニュアンスの違う交付金でして、今回このように対応させていただいた次第です。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

執行さんの説明が、どうしてもやっぱり言葉足りないなと思いますね。先ほど申し上げたとおり、もともとこの地方創生の臨時交付金のももとの国の趣旨をもう一回読んでくださ

い。これは物価高騰で困ってる民間事業だとか、それから医療、介護だとか、福祉だとか、それから農林水産業に、その人たちの支援を目的とすると書いてあるわけですから、いや、もともと光熱費の高騰やなんかは予算に入れてあったから、そこの部分では不足が出なかったとかそういう問題じゃなくて、もともとの政府の目的をもう一度しっかり精査して、ほかにやるべきことがあったのかどうかというのも一度検討していただきたいと思います。これに関しては館長の説明で私は納得しましたので、きちんと使っていただければと思いますが、もともとの政府の目的に合致したものであるのかということとはもう一回精査していただきたいと思います。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

もともとの政府の要件に合致しているところは考えて、今回このように起案させていただいた次第です。森岡議員のおっしゃることは今後も気に留めて、また考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第5号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第4号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第6号

○議長（花村 計君）

日程第10 議案第6号、令和7年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和7年度太地町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。1ページをお願いします。令和7年度太地町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、水道事業費用、9,544万5,000円に56万8,000円を増額し、9,601万3,000円としております。こちらは人事院勧告による人件費の補正となります。16ページをお願いします。こちらに明細を載せさせていただきますいております。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

12月の定例会で、私は市屋のポンプ場建設予定地の土地購入費について質問しました。この補正予算書の中で市屋の土地のお金というのはどこに記載されておりますか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

12ページをお願いします。予定貸借対照表の1、固定資産、（1）有形固定資産、イ、土地の5,761万2,956円の中にもう資産として計上されております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

そうですね。そういう今までの単年度主義だとそういう数字というのは出てこないんですけど、こういうキャッシュフローでは出てくるわけですね。今、課長がおっしゃったとおり貸借対照表の有形固定資産税、この中に入ってくるわけですね。あと、もう一つ、私の知識ではキャッシュフローにも出てくるんじゃないですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

こちらの3ページ、キャッシュフローにつきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの現金の動きを示すものとなっておりますので、こちらに特に以前、令和4年度に購入したと記憶しておるんですけども、そちらの動きは反映されておられません。以上

です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

おっしゃるとおりなんです。これは決算になると、ここに有形固定資産税のところと、それから財務活動によるキャッシュフローのところにも出てくると思いますので、それが確認したくて、今の答弁で私は納得しますので、ありがとうございます。

○議長（花村 計君）

8番、水谷君。

○8番（水谷育生君）

今のあれは議案外じゃないですか。質問は。

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○議長（花村 計君）

再開します。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第6号、令和7年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、令和7年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第7号

○議長（花村 計君）

日程第11 議案第7号、令和7年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

令和7年度太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。令和7年度太地町公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、下水道事業費用、6,907万2,000円に54万6,000円を増額し、6,961万8,000円としております。こちらは、人事院勧告による人件費の補正を計上しております。10ページをお願いいたします。こちらに明細を記載しております。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第7号、令和7年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和7年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（花村 計君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和8年第1回太地町議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時08分

太地町議会議員 花村 計

太地町議会議員 森岡 茂夫

太地町議会議員 海野 好詔